

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

(平成27年分以降用)

試験研究費の額		①	円	平均売上金額	⑫	円
調整前事業所得税額		②		平均売上金額の10%相当額 (⑫ × $\frac{10}{100}$)	⑬	
試験研究費の増加額に係る税額控除	比較試験研究費の額	③		10%相当額 平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (① - ⑬)	⑭	
	基準試験研究費の額	④		試験研究費割合 ($\frac{①}{⑫}$)	⑮	
	増加試験研究費の額 (① - ③) (① ≤ ④の場合は0)	⑤		超過税額控除割合 ($(\frac{⑮ - \frac{10}{100}}{100}) \times 0.2$)	⑯	
	増加試験研究費割合 $\frac{⑤}{③}$	⑥		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (⑭ × ⑯)	⑰	円
	試験に係る税額控除割合	⑦	0.3	本年税額基準額 (② × $\frac{10}{100}$)	⑱	
	⑧ < 30%の場合 ⑥	⑧		本年特別控除額 (⑰と⑱のうち少ない金額)	⑲	
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (⑤ × ⑦又は⑧) (⑤ ≤ (③ × $\frac{5}{100}$)の場合は0)		⑨	円	本年税額控除可能額 (⑰の金額又は⑲の金額)	⑳	
本年税額基準額 (② × $\frac{10}{100}$)		⑩		所得税額超過構成額	㉑	
本年特別控除額 (⑨と⑩のうち少ない金額)		⑪		所得税額の特別控除額 (㉑ - ㉒)	㉒	

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成 29 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といい、租税特別措置法を「措法」といいます。）第 10 条第 4 項に規定する試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2) 「②」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii}} \text{（※2）}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の長期譲渡所得の 2 分の 1 の金額と一時所得の 2 分の 1 の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（(旧)措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（(旧)措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（(旧)措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（(旧)措法 41 の 19 の 3）、認定住宅新築等特別税額控除（(旧)措法 41 の 19 の 4）、外国税額控除（(旧)所得税法 95）及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「(旧)震災特例法」といいます。）第 10 条の 2 から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(注)平成 27 年分においてこの控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成 27 年改正前の措法（以下「平成 27 年改正前旧措法」といいます。）第 10 条第 6 項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(3) 「③」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』（以下「明細書」といいます。）の「⑩」欄の金額を記載します。

(4) 「④」欄には、明細書の「⑪」欄の金額を記載します。

(5) 「⑫」欄には、明細書の「⑤」欄の金額を記載します。

(6) 「⑳」欄は、旧措法第 10 条第 4 項第 1 号（平成 27 年改正前旧措法第 10 条第 6 項第 1 号）の規定の適用を受ける場合には「又は⑬の金額」を抹消し、同項第 2 号の規定の適用を受ける場合には「⑪の金額又は」を抹消して記載します。

(7) 「㉑」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑧」欄の B の金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第 10 条、平成 27 年改正前旧措法第 10 条